省令

○農林水産省国土交通省令第一号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十七条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十一条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則及び農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則及び農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

一　農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省国土交通省令第二号）第九条第一号

二　農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年農林水産省国土交通省令第二号）第九条第一号

附　則

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第二十条第三項、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条の三、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第六条第十一項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第六条第八項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第三十五条第六項及び新住宅市街地開発法（昭和三十八年政令第三百六十五号）第四条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第一条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「次のとおり」を「小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）のみを卒業した者（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。）」に改め、同条各号を削る。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第二条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別紙中

小学校	08080
中学校又は高等学校	08090

を

小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090

に改める。

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中「中学校、小学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に、「生徒、児童」を「児童、生徒」に改める。

（土地区画整理法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

一　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第九条第一号

二　住宅地区改良法施行規則（昭和三十五年建設省令第十号）第十条第一号ハ

三　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）第二十二条第一号

（新住宅市街地開発法施行規則の一部改正）

第五条　新住宅市街地開発法施行規則（昭和三十八年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第二号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附　則

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。